

指定居宅介護支援 重要事項説明書

1.事業者

- 1) 法人名： 社会医療法人 緑泉会
- 2) 法人所在地： 鹿児島市与次郎一丁目 7 番 1 号
- 3) 代表者氏名： 理事長 米盛 公治
- 4) 電話番号： 099-230-0100

2.事業所の概要

- 1) 事業所の種類： 指定居宅介護支援事業所
- 2) 事業の目的：

社会医療法人緑泉会が開設する居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

- 3) 事業所の名称： 米盛病院居宅介護支援事業所
- 4) 事業所の所在地： 鹿児島市草牟田二丁目 29 番 32 号
- 5) 電話番号： 099-225-7256
- 6) 管理者氏名： 津崎 竜也
- 7) 事業所の運営方針：
 - ① 利用者が可能な限り居宅において、利用者個々の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
 - ② 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
 - ③ 事業所は、事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。
(※別紙 2 参照)
 - ④ 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等と連携に努めます。
- 8) 開設年月： 平成 11 年 10 月 1 日

3.事業実施地域および営業時間

- 1) 通常の事業の実施地域： 鹿児島市（吉田町、喜入町、松元町、桜島町を除く）
- 2) 営業日および営業時間
営業日： 月曜日～土曜日（日曜日・祝祭日・年末年始（12/30～1/3）はお休みです。）
営業時間： 8 時 30 分～17 時 30 分

※電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制です。

4.職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- ① 管理者（主任介護支援専門員）： 1 名
- ② 介護支援専門員： 3 名以上
- ③ 事務職員： 1 名

5.事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から全額給付されますので、ご利用者の利用料負担はありません。

1) サービスの内容（契約書第 3～6 条参照）

① 居宅サービス計画の作成

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービスおよびその他の必要な保健医療・福祉サービス（以下、「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞

- ・ 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ・ 居宅サービス計画の作成の開始に当たって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適性にご利用者またはその家族等に対して提供して、ご利用者にサービスの選択を求めます。
- ・ 介護支援専門員は、ご利用者およびその家族の置かれた状況等を考慮して、ご利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ・ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご利用者およびその家族に対して説明し、ご利用者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ 少なくとも月に 1 回は自宅を訪問しご利用者およびその家族等と面談を行い、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う等、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合、またはご利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

2) サービスの利用料金（※別紙 1 参照）

① サービス利用料金

居宅介護支援サービスに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の金額をいったんお支払い下さい。

② 交通費（契約書第 8 条第 2 項参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、実施地域を越えて要した交通費の実費をいただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

前記①および②の料金、費用は、1 ヶ月毎に計算しご請求しますので、請求書の到着後 7 日以内にお支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

2) 介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。この場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② ご利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

3) ご利用者からの事前申告事項について

以下の場合は、すみやかに事業者にご連絡下さい。ご連絡が遅れた場合、法定代理受領の取り扱いができずに利用者が全額立て替え払いの必要が生じて支払までに日時を要したり、または全額自己負担になったりすることがあります。

① 被保険者証の記載内容に変更が生じた場合。

② 要介護認定の申請（更新申請、区分変更申請、サービスの種類指定変更申請）を行った場合。

③ 各種の利用者負担減免に関する決定等に変更等が生じた場合。

④ 公費負担医療の受給資格を取得または喪失した場合。

- ⑤ 事前に事業者を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合。
 - ⑥ 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なる場合。
 - ⑦ 居宅サービス計画に記載されていない短期入所生活介護を利用する場合。
- 4) 公正中立なケアマネジメントの確保について
- ご利用者の意思に基づいた契約であることを確保するために、ご利用者やその家族は、複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能です。また当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることができます。
- 5) 医療機関との連携について
- ① ご利用者が医療系サービスの利用を希望される場合等のご利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求め、その主治の医師等に対してケアプランを交付します。
 - ② 訪問時に把握したご利用者の状態について主治の医師や歯科医師・薬剤師に必要な情報伝達を行います。
 - ③ 医療機関へ入院された場合は、事業所名・担当介護支援専門員名を医療機関担当者へ申告してください。

7.事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、その家族に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。

8.守秘義務及び個人情報の保護について

- 1) 介護支援専門員等の職員は、居宅介護支援を提供する上で知りえたご利用者及びその家族等に関する個人情報を漏らすことの無いよう指導教育を適時行い、適切な個人情報の管理を行います。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。
- 2) 前項にかかわらず、利用者に掛かるサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書にて得た上で、ご利用者またはその家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

9.苦情の受付について（契約書第 18 条参照）

事業所に対する苦情やご相談は、担当する介護支援専門員以外にも、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者：事業所管理者 津崎 竜也
連絡先 ： 事業所直通電話 099-225-7256
受付時間 ： 8：30～17：30

居宅介護支援事業者への相談で十分な解決が得られない場合には、行政機関または、その他の苦情受付機関に相談することもできます。（最寄りの機関・時間は下記の通りです。）

《行政機関その他苦情受付機関》	
鹿児島市役所 健康福祉局すこやか長寿部 介護保険課給付係	〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1 TEL 099-216-1280 FAX 099-219-4559 受付時間 8:30～17:15
鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連） 介護保険課介護相談室	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町 6-6 鴨池南国ビル 7F TEL 099-213-5122 FAX 099-213-0817 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会事務局 長寿社会推進部 福祉サービス運営適正化委員会	〒890-8517 鹿児島市鴨池新町 1-7 県社会福祉センター 5F TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707 受付時間 9:00～16:00

10. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、またはまん延しないように、措置を講じるように努めます。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するための、措置を講じるように努めます。

- 1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底します。
- 2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- 3) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- 4) 虐待防止の措置を講じるための担当者をおきます。

12. 身体拘束最小化について

事故、危険回避等以外に身体拘束を行わないことを原則とします。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族の同意を得るなど必要な手続きを取るものとします。

1 3. ハラスメント防止

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、介護支援専門員等の職員、ご利用者及びその家族等、関連する事業所等の方を対象として、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 1) 優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼすまたは及ぼされそうになった行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
 - ③業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強要する行為
 - ④意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 2) 職員からの相談に応じ、適切な対処をするための体制整備を行い、ハラスメント事案が発生した場合、法人本部へ報告するとともに、即座に対応し、同事案が発生しないための再発防止策を検討します。ハラスメントと判断された場合、関係機関への連絡・相談、利用契約の解除等の措置を講じます。
- 3) 介護支援専門員等の職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について規程の周知、啓発を実施します。

1 4. 業務継続に向けた取り組みについて

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築します。感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する居宅介護支援の継続実施及び早期に業務再開するための業務継続計画を策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。

別紙 1

基本部分	
イ 居宅介護支援費（1 月につき）	(1)居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護 1・2 (10,860 円) 要介護 3・4・5 (14,110 円)
ロ 初回加算	(1)月につき +3,000 円)
ハ 特定事業所加算	(1)特定事業所加算(Ⅱ)（1 月につき +4,210 円）
ニ 入院時情報連携加算	(1)入院時情報連携加算(Ⅰ) (1 月につき +2,500 円)
	(2)入院時情報連携加算(Ⅱ) (1 月につき +2,000 円)
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中 1 回を限度に算定)	(1)退院・退所加算(Ⅰ)イ (+4,500 円)
	(2)退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+6,000 円)
	(3)退院・退所加算(Ⅱ)イ (+6,000 円)
	(4)退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+7,500 円)
	(5)退院・退所加算(Ⅲ) (+9,000 円)
ヘ 通院時情報連携加算	(1 月につき +500 円)
ト 緊急時等居宅カンファレンス加算	(1 月に 2 回を限度に +2,000 円)
チ ターミナルケアマネジメント加算	(1 月につき 4,000 円)
リ 特定事業所医療介護連携加算	(1 月につき +1,250 円)
ヌ 介護職員等処遇改善加算	1 ヶ月の単位数の総計（加算等を含む）に（2.1%） を乗じて算出した額

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

- ① 6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	29%
通所介護	23%
地域密着型通所介護	23%
福祉用具貸与	80%

- ② 6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	げんき介護 鹿児島 17%	ほのぼの介護・玉里 16%	ヘルパーステーションひまわり園 7%
通所介護	デイサービス草牟田 15%	レッツ倶楽部草牟田 13%	武岡台デイサービスセンター 7%
地域密着型通所介護	デイサービス ウェルカムデイズ 8%	デイサービスセンター あいせ平之町 5%	リハビリ特化型デイサービス リビックス甲突店 5%
福祉用具貸与	カイクスウィング 鹿児島 中央営業所 38%	(有)南州メディカル 鹿児島店 15%	(株)フロンティア 7%

判定期間：令和7年9月～令和8年2月

米盛病院居宅介護支援事業所